

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	港湾空港局クルーズ・交流課	093-321-5939
-----------	---------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度 北九州港・みなとまちづくり事業（4月～6月）	一般社団法人 北九州港振興協会	3,477,661	令和5年4月3日	本業務については、北九州港の役割や海辺の魅力を様々なイベント等を通じて広く市民に周知するとともに、人々が集い、交流し、にぎわう海辺づくりとそのイメージアップを目指して実施するものである。 実施にあたっては、北九州港の仕組みや港湾施設、イベント企画・実施に精通するとともに、各港湾協会をはじめとした港湾関係団体とのネットワークを活用する必要があること及び海事関係官庁との調整をする必要があることから、一般社団法人 北九州港振興協会にしか履行できないと判断した。 そのため、令和3年4月1日付公示にて参加者の有無を確認する公募を実施したところ、提出期限までに参加意思確認書の提出者がいなかったため、当該業者との特命随意契約を行うもの。	自治法 施行令 第2号	3,477,661	
北九州港（浅野地区）埠頭保安対策検討業務	公益社団法人 日本港湾協会	6,534,000	令和5年4月3日	本業務は、SOLAS 条約により国際港湾施設に義務付けられている保安規程の検討を行うものであり、国土交通省から承認を受ける必要がある。そのため、本業務の履行にあたっては、港湾保安業務への卓越した専門知識が必要である。公益社団法人 日本港湾協会は、団体内に専門の研究機関（港湾政策研究所）を持ち、100余年にわたる活動により蓄積した知識と組織の行動力を活かし、港湾に関する政策研究や計画調査、保安・情報システムの構築に関わる業務を国や各地方公共団体から請負ってきた。また、本業務は、安全性の観点からも競争入札には適しておらず、同業務の経験を有する特定の事業者と契約する必要がある。ついては、これまでの実績や安全性の観点から、同協会の他に業務を履行可能なものがないため、当該業者と特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第2号	6,534,000	

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	港湾空港局クルーズ・交流課	093-321-5939
-----------	---------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度 門司・西海岸へのクルーズ船寄港おもてなし等業務（4～6月分）	一般社団法人 北九州港振興協会	7,595,363	令和5年4月7日	本業務は、クルーズ船の安全で円滑な受け入れ態勢の整備と、船社のニーズに合わせた歓迎・おもてなし等を企画・実施するものである。 一般社団法人 北九州港振興協会は、これまでのクルーズ船の受入業務を通じて、国等の機関や港湾関係機関と緊密なネットワークを有しており、専門性や特殊性が高い北九州港域内の関係機関への許可申請や説明等を滞りなく進めることが可能である。また、クルーズ船受入に関する業者の選定について、令和4年3月に応募要件等を明示した上で、広く参加者を募り参加の有無を確認する公募の手続きを行ったが、参加を申し出る他の事業者はいなかったため、当該業者との特命随意契約を行うもの。	自治法 施行令 第2号	7,595,363	
外国クルーズ船誘致にかかる調整等業務委託	一般社団法人 北九州港振興協会	1,781,120	令和5年5月19日	本業務は、船社やクルーズ専門家等との調整、通訳やランドオペレーターの派遣が主たる業務となる。一般社団法人 北九州港振興協会は、クルーズ船の受入業務を通じて、国等の機関や外国船社の運航担当者、中国系ランドオペレーター担当者等と緊密なネットワークを有している。また、クルーズ船受入に関する業者の選定について、令和4年3月に応募要件等を明示した上で、広く参加者を募り参加の有無を確認する公募の手続きを行ったが、参加を申し出る事業者はいなかったため、当該業者との特命随意契約を行うもの。	自治法 施行令 第2号	1,781,120	
令和5年度 北九州港・みなとまちづくり事業（7月～3月）	一般社団法人 北九州港振興協会	2,852,454	令和5年7月3日	本業務については、北九州港の役割や海辺の魅力を様々なイベント等を通じて広く市民に周知するとともに、人々が集い、交流し、にぎわう海辺づくりとそのイメージアップを目指して実施するものである。 実施にあたっては、北九州港の仕組みや港湾施設、イベント企画・実施に精通するとともに、各港運協会をはじめとした港湾関係団体とのネットワークを活用する必要があること及び海事関係官庁との調整をする必要があることから、一般社団法人 北九州港振興協会にしか履行できないと判断した。 そのため、令和3年4月1日付公示にて参加者の有無を確認する公募を実施したところ、提出期限までに参加意思確認書の提出者がいなかったため、当該業者との特命随意契約を行うもの。	自治法 施行令 第2号	2,852,454	

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	港湾空港局クルーズ・交流課	093-321-5939
-----------	---------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度 北九州港へのクルーズ船寄港に伴う安全対策及びおもてなし等業務（7～9月分）	一般社団法人 北九州港振興協会	7,847,358	令和5年7月3日	本業務は、クルーズ船の安全で円滑な受け入れ態勢の整備と、船社のニーズに合わせた歓迎・おもてなし等を企画・実施するものである。一般社団法人 北九州港振興協会は、これまでのクルーズ船の受入業務を通じて、国等の機関や港湾関係機関と緊密なネットワークを有しており、専門性や特殊性が高い北九州港域内の関係機関への許可申請や説明等を滞りなく進めることが可能である。また、クルーズ船受入に関する業者の選定について、令和4年3月に応募要件等を明示した上で、広く参加者を募り参加の有無を確認する公募の手続きを行ったが、参加を申し出る他の事業者はいなかったため、当該業者との特命随意契約を行うもの。	自治法 施行令 第2号	7,847,358	
令和5年度 北九州港の魅力発信に係るCRUISE Traveller掲載業務	クルーズトラベラーカンパニー株式会社	1,500,000	令和5年7月10日	雑誌CRUISE Travellerは、クルーズ業界関係者や船旅愛好家に長年親しまれ、港の魅力を発信するのに最適な広報媒体である。 今回、当該雑誌で九州の港をテーマに特集が組まれることとなり、本市以外に熊本県、鹿児島県の掲載が決定している。当該雑誌に北九州港の記事を掲載し、寄港地としての北九州港の魅力を発信することは、クルーズ船の誘致や旅行者の誘客に繋げることができ、効果的なPRが期待できる。については、雑誌CRUISE Travellerは、クルーズトラベラーカンパニー株式会社が発行している雑誌であることから、当該業者と特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第2号	1,500,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局港営課		093-321-5932			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度太刀浦コンテナターミナルオペレーションシステムデータ取込システム保守業務委託	株式会社シスコム	1,016,400	令和5年4月1日	太刀浦コンテナターミナルオペレーションシステム（以下、TACTOS）は株式会社シスコムが開発したものである。このTACTOSからコンテナ情報を取得し、市独自システムに取り込むための「TACTOSデータ取込システム」についても同社が開発している。 したがって、本業務の履行が可能なものは「TACTOS」及び「TACTOSデータ取込システム」に精通した、特殊な技術、専門的な知識を有する株式会社シスコム以外にはいないため、随意契約をしたもの。	自治法 施行令 第2号	1,018,800	
令和5年度北九州港港湾調査データ登録業務委託	寶結株式会社	10,996,920	令和5年4月3日	本統計業務は、港湾における基礎的な知識に加え、報告義務者が提出するマニフェスト等を解読する業務があり、海運・港湾・商品に関する専門的な知識が必要となる。 本事業者は、本市システム向けに独自のRPAプログラムを開発し港湾統計データの入力を行っている。これにより入力作業が大幅に効率化されたことで委託費の大幅な削減だけでなく、統計データ入力の高品質化を実現している。 令和5年度契約において、「北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱」に基づき、公募を行った結果、同業務を履行可能なものが1社しかいないことが確認されたため、同社と随意契約したもの。	自治法 施行令 第2号	11,017,036	
港湾情報システムインボイス制度対応業務委託	九州NSソリューションズ株式会社 北九州オフィス 業務ソリューション第一事業部	27,104,000	令和5年4月3日	港湾情報システムは新日鉄住金ソリューションズ株式会社西日本支社が開発、構築したシステムであり、システムの稼働以来、運用管理業務委託については、他の業者では行い難いため、同社と随意契約してきた。 本委託業務は、現行のシステムに対応プログラムを実装するシステム改修が必要となるものであり、業務停止リスクを回避するために高い技術力とシステムへの精通・習熟が必要とされる。 また、アプリケーションに関して、新日鉄住金ソリューションズ株式会社西日本支社の西日本地区における業務は、平成14年4月1日から、子会社である九州NSソリューションズ株式会社北九州オフィス業務ソリューション第一事業部に移行されており、当システムの保守管理における実作業については再委託にて直接当事業者が実施している。 以上の理由から、開発業者でシステムの仕様等を熟知し、アプリケーション部門を担当している業者以外では本委託業務を行えないため、同社と随意契約したもの。	自治法 施行令 第2号	27,104,000	

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局港営課		093-321-5932			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
田野浦3-5号岸壁センサーシステム更新	三菱電機システムサービス株式会社	30,558,000	令和5年7月10日	港湾保安対策監視システムは、令和元年に指名競争入札を行い、三菱電機システムサービス㈱と契約した。 今回更新した田野浦3-5号岸壁センサーシステムは、港湾保安対策監視システムの内、赤外線センサーと振動センサー部分である。 他社では導入済みの監視システムと連動させることができないため、同社と随意契約したもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
旧門司税関補修工事	株式会社アプル総合計画事務所	5,940,000	令和5年9月28日	本建築物の補修にあたっては、過去に同様の建築物補修に関わった経験を持つ等、一般的に用いられていない組積（レンガ）造の設計実績等を有することが求められる。 そのため、過去に本建築物の設計監理等を担当した（株）アプル総合計画事務所を、本業務を遂行できる唯一の事業者と考え、「北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱」に基づき公募を実施した。 その結果、他社からの応募がなかったことから、同社と特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第2号	5,973,990	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局 整備課		093－321－5961			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
北九州港港湾計画改訂に係る航行安全対策検討等業務委託（5）	公益社団法人 西部海難防止協会	5,060,000	令和5年5月8日	本業務の実施には、令和4年度に実施した「北九州港港湾計画改訂に係る航行安全対策検討等業務委託（4）」（以下「事前調査」という。）における基礎調査等の結果及び専門委員会の運営計画を活用していることとしているほか、航行安全対策の検討業務は専門性が高く、当該分野に精通している必要がある。 （公社）西部海難防止協会は、九州及び山口県の沿岸及びその付近水域における海上交通の安全に寄与することを目的に設置された公益社団法人であり、平成24年北九州港港湾計画改訂における航行安全対策業務を履行したほか、九州及び山口県の各港の港湾計画などに係る航行安全検討を行った実績を有している。 また、令和4年度の「事前調査」を同協会と契約した際、同協会以外の者で、当該業務の実施を希望する者の有無を確認する公募手続きを令和4年10月3日から令和4年10月18日の期間に実施したところ、他者からの本業務への参加意思を表明する書類は提出されなかった。 以上の理由により本業務は、「事前調査」との継続性が高く、同協会が本業務を履行できる唯一の団体であると判断し、同協会と随意契約を行った。	自治法 施行令 第2号	5,225,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局 エネルギー産業拠点化推進課		093-582-2994			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州港（響灘東地区）埠頭保安規程作成業務委託	公益社団法人 日本港湾協会	6,556,000	令和5年7月13日	本業務の実施にあたっては、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」を踏まえた港湾の保安対策に関する卓越した専門知識があり、保安上の秘密保持を厳守できることが不可欠である。 日本港湾協会は、協会内に専門の研究機関（港湾政策研究所）を持ち、国土交通省からは、「港湾施設の保安対策に関するガイドライン」の資料作成業務を受託し、港湾保安対策について熟知している。また、多くの地方公共団体から保安規程の作成を受託し、豊富かつ高度な知見を有している。 ついで、港湾保安対策の知見を有し、保安上の秘密保持の点でも信頼性が高く、本業務を確実に遂行できる唯一の専門機関である同協会と特命随意契約をするもの。	自治法 施行令 第2号	6,556,000	
「北九州風力ウィーク」広報ツール作成及び放映等業務	株式会社ディーソルト	1,425,380	令和5年8月22日	本件は、令和3年度に実施した「北九州風力ウィーク×SDGs」のPRのために作成した動画及び静止画を一部修正し、活用することで著しく有利な価格で契約を締結できる見込みであったため、特命随意契約を締結するもの。（本動画及び静止画の著作権は特命業者が保有。）	自治法 施行令 第7号	1,475,100	
「移動式低周波音体験装置」等派遣業務委託	一般財団法人小林理学研究所	2,079,000	令和5年9月11日	一般市民の方や洋上風力関係者の低周波に関する理解を深めるため、10月11日～13日に開催する「Global Offshore Wind Summit - Japan 2023」（主催：一般社団法人日本風力発電協会、共催：北九州市）において、音響学を研究する一般社団法人小林理学研究所が国内で唯一所有する「移動式低周波音体験装置」及びその知見を活用した「移動式低周波音体験イベント」を実施する。 当該装置及び知見を保有する者は、他にいないため同研究所と特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第2号	2,079,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局空港企画課		093-582-2308			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
「北九州空港」アドボード作成・掲出業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	3,850,000	令和5年4月5日	Ｊリーグに所属する「ギラヴァンツ北九州」のホームスタジアムであるミクニワールドスタジアム北九州にアドボード（広告板）を掲示することは、一度に数千人規模の来場者に対する継続的かつ直接的なＰＲが可能となるだけでなく、映像中継を通じて全国の視聴者に対してＰＲすることができる。 上記のことから、「北九州空港」のアドボード（広告板）を掲示し、広くＰＲするには、当該場所を使用する権利を有する㈱ギラヴァンツ北九州以外では当該業務を履行できないため、特命により業務を委託する。	自治法 施行令 第2号	3,850,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号